

公の施設のあり方の見直し指針

1 対象施設

社会基盤施設以外の「公の施設」で、県独自の判断により、その設置、廃止、管理主体等の変更が可能なもの。

ただし、上記要件に該当しないものであっても、「公の施設のあり方検討部会」でそのあり方を検討することが適当と認められるものは対象とする。

今回の見直し対象施設は、県直営の「公の施設」すべてであるが、以下の要件に該当するものは対象外とする。

法令等で設置・運営が義務付けられているもの

既に施設のあり方について、廃止・統合まで視野に入れた見直しがなされ、施設の方向性が県民一般に周知されているもの

他の検討組織（＝科学技術振興会議：企画情報部所管）において、あり方を見直すこととなっているもの

上記、の要件に該当するものであっても、「公の施設のあり方検討部会」において経営効率化等の検討をすることが適当と認められるものは、「ただし書き」により見直しの対象とする。

2 見直しの方法

民間有識者等と各部局長とで構成する検討機関を新たに行革推進委員会の専門部会として設置し、各部の見直し作業の過程において、民間委員から納税者及び施設利用者の視点に立った意見を提供してもらい、各部局長と議論することにより、施設のあり方を検討する。

具体的手順

施設所管部局による調査表（施設の今後の方向性等を含む）の作成

民間委員による施設視察、ヒアリング

施設所管部局による今後の見直し案説明（施設所管部局 民間委員）

民間委員による見直し案の提示（民間委員 施設所管部局）

施設所管部局長等と民間委員による見直し案作成（意見集約）

行政改革・地方分権推進本部会議、行政改革・地方分権推進委員会による見直し案の承認

3 見直しの視点

(1) 必要性〔県が設置する必要性に関する視点〕

施設の設置目的が時代、県民のニーズに適合しているか。

【具体的検討例】

- ・業務の見直し等により、時代、県民ニーズに対応が可能なか検討
- ・対応できる見込みのないものは、廃止、統合

施設の設置目的や機能が近隣の県有施設のみならず、市町、民間等の施設と競合していないか。

【具体的検討例】

- ・近隣の他施設と競合しているうえ利用の少ないものは、廃止
- ・県有施設との競合があるものは、廃止、統合
- ・県以外の所有する施設との競合はあるが、それらとの一体的管理により運営の効率化が可能なもので、将来に渡り利用が見込めるものは、譲渡を検討

施設の提供するサービスが、市町、民間等で実施可能ではないか。

【具体的検討例】

- ・民間で実施できるものであれば、民間に譲渡
- ・民間に委ねることができない場合であっても、市町で実施可能であれば、地元市町に譲渡

県が管理、運営を行わなければならないだけの広域性があるか。

【具体的検討例】

- ・特定の地域の住民だけを対象にしている施設で、県が設置する必要性が認められないものは、譲渡

(2) 有効性〔利用に関する視点〕

施設の設置目的に沿った利用がなされているか。また、十分に利用されているか。十分に利用されていても、特定の個人、団体に極端に偏ったものとなっていないか。

【具体的検討例】

- ・設置目的に沿った利用になっていない施設は、利用実態を把握したうえで、譲渡、廃止、または設置目的の変更による継続を検討
- ・利用が低調な場合には、その原因を分析したうえで、増加の見込みがなければ、廃止
- ・利用に大きな偏りがある場合には、譲渡、廃止を検討

施設の管理運営が硬直化していないか。利用目的に照らして効率的、弾力的に行われているか。

【具体的検討例】

- ・現在の利用条件が、利用向上の阻害要因と認められるものについては、条件の緩和、変更による利用の向上を検討
- ・利用条件緩和により、施設の性格が所期の設置目的と乖離するものについては、廃止を検討

施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断し適切であるか。

【具体的検討例】

- ・県が設置する必要性は認められるが、市町が管理運営することにより、地域に密着した効果的な運営ができると認められるものは、市町を対象とした指定管理者制度等の導入を検討
- ・同様に、民間事業者のノウハウ活用により、行政に比べて効果的な管理運営が可能と認められるものは、民間事業者を対象とした指定管理者制度等の導入を検討

施設の内容、利用に関する県民ニーズの把握とPRが十分に行われているか。

【具体的検討例】

- ・県民ニーズの把握及び業務へのフィードバックの方法について検討
- ・県民への効果的なPR方法についての検討

- (1) 廃止
 - ・社会経済情勢の変化により、役割を終えたもの
 - ・税金を投入してサービスを提供することがふさわしくないもの
 - ・利用率が低下しており、今後も向上の見込みがないもの
- (2) 統合
 - ・近隣に類似したものや、同種の施設があるもの
 - ・近隣の施設と統合した方が効率的な運営ができるもの
- (3) 譲渡（地元市町・民間、有償・無償 など）
 - ・利用者が特定の地域に偏っているもの
 - ・市町村、民間等が同種のサービスを提供している（若しくは提供しよう）もの
- (4) 存続
 - ・県が直接、管理する必要があるものは直営
 - ・県が設置する必要性は認められるが、民間経営手法の導入により効率的経営が可能と判断されるものなど、県が直接管理する必要性、合理的理由が認められない施設は、指定管理者制度あるいは地方独立行政法人制度を導入
 - ・なお、指定管理者制度、地方独立行政法人制度のいずれを選択するかは、施設の性格、両制度の趣旨に鑑み判断

5 経営の効率化（効率性）〔収入及び支出に関する視点〕

効率的な管理運営の方策

【具体的検討例】

- ・業務委託内容の見直し
- ・人員配置の見直し
- ・利用状況に応じた利用時間の見直し
- ・光熱水費の節減（契約形態の見直し、E S C O事業の導入検討等）

利用率・サービス等の向上方策

【具体的検討例】

- ・県民ニーズに対応した利用形態の導入、事業の展開
- ・県民への積極的な情報提供（P R等）

施設・設備等の改善方策

【具体的検討例】

- ・利用者の視点に立った施設・設備の改善（使いやすさ）
- ・長期的視点に立った計画的な修繕

新たな活用方策の検討

【具体的検討例】

- ・空きスペースの有効活用（民間への貸出し）
- ・ネーミングライツ等収入確保に向けた取り組み

具体的な維持管理・運営費の設定